

1 議事日程(第1号)

(令和6年第2回久山町議会3月定例会)

令和6年3月1日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・ 議員派遣結果
 - ・ 一部事務組合議会に関する事項
 - 北筑昇華苑組合議会
 - 粕屋南部消防組合議会
 - 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会
- 日程第4 議案第2号 久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について (6久山町条例第1号) (町長提出)
- 日程第5 議案第3号 久山町監査委員条例等の一部を改正する条例について (6久山町条例第2号) (町長提出)
- 日程第6 議案第4号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (6久山町条例第3号) (町長提出)
- 日程第7 議案第5号 久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例について (6久山町条例第4号) (町長提出)
- 日程第8 議案第6号 損害賠償請求訴訟の提起について (町長提出)
- 日程第9 議案第7号 損害賠償請求及び妨害排除請求に関する民事調停の申立てについて (町長提出)
- 日程第10 議案第8号 令和5年度久山町一般会計補正予算(第7号) (町長提出)
- 日程第11 議案第9号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) (町長提出)
- 日程第12 議案第10号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) (町長提出)
- 日程第13 議案第11号 令和6年度久山町一般会計予算 (町長提出)

- 日程第14 議案第12号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計予算 (町長提出)
日程第15 議案第13号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計予算 (町長提出)
日程第16 議案第14号 令和6年度久山町水道事業会計予算 (町長提出)
日程第17 議案第15号 令和6年度久山町公共下水道事業会計予算 (町長提出)
日程第18 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を
求める陳情

2 出席議員は次のとおりである (10名)

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 阿部文俊 | 2番 | 久芳正司 |
| 3番 | 阿部哲 | 4番 | 本田光 |
| 5番 | 末松裕 | 6番 | 阿部恒久 |
| 7番 | 山野久生 | 8番 | 荒巻時雄 |
| 9番 | 佐伯勝宣 | 10番 | 只松秀喜 |

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 会議録署名議員

- | | | | |
|----|-----|----|-----|
| 4番 | 本田光 | 5番 | 末松裕 |
|----|-----|----|-----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (14名)

- | | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 町長 | 西村勝 | 副町長 | 佐伯久雄 |
| 教育長 | 重松宏明 | 経営デザイン課長 | 中原三千代 |
| 会計管理者 | 佐々木信一 | 上下水道課長 | 久芳義則 |
| 福祉課長 | 稲永みき | 都市整備課長 | 大嶋昌広 |
| 税務課長 | 川上克彦 | 総務課長 | 久芳浩二 |
| 町民生活課長 | 井上英貴 | 産業振興課長 | 横山正利 |
| 教育課長 | 江上智恵 | 健康課長 | 亀井玲子 |

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名 (2名)

- | | | | |
|--------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 小森政彦 | 議会事務局書記 | 城戸貞人 |
|--------|------|---------|------|

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から、令和6年第2回久山町議会3月定例会を開会いたします。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

まず初めに、私の方から、佐伯勝宣議員に申し上げます。

去る令和5年12月6日、佐伯議員が、役場下駐車場横のイコバスバス停に街宣車を駐車して街頭演説を行ったことについて、町コミュニティバス運行会社の営業所長から町執行部に対し「運転手から役場下バス停に街宣車が駐車していたため停車する場所がなく、運行に支障があったという連絡が入りました。このような道路交通法違反は困る」との苦情申し立てがありました。

この件に関し、佐伯議員は、議員個人で発行する令和6年1月28日付発行の議会報告において、運行会社からの苦情に関する記事を掲載していますが、この記事を読んだ町民の方から町コミュニティバス運行会社に対し、同年2月10日に「道路交通法違反を容認するような発言をしたのか、交通事業者として不適切な発言ではないか」との電話が入ったとのことです。これを受け、同年2月21日付で、町コミュニティバス運行会社から町議会に対し、会社と社員の名誉回復のため、佐伯議員に対して議会報告の早急な訂正を求めた旨の報告書が提出されました。

佐伯議員がバス停に街宣車を駐車したことは、道路交通法第44条の規定に違反する行為です。道路交通法第44条には、路線バスの運行時間帯においては、バス停留所の掲示板が設けられている位置から前後10m以内の区間は、危険を防止するなどの場合を除き駐停車禁止と規定されており、佐伯議員は明らかに違反しています。さらに、町コミュニティバスの運行に支障を生じさせ、町民の皆さまに迷惑をかけています。その上、佐伯議員の議会報告に事実と異なる記載があるとして、会社と社員の名誉回復のために町コミュニティバス運行会社からの訂正要求が行われる事態を招いています。

また、佐伯議員は、日本国憲法に定める表現の自由を根拠に、自らの街頭演説を正当化していますが、憲法第13条には「自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と定めてあり、法律に違反して街頭演説を行うことを認めるものではありません。

これらのことは、久山町議会基本条例第15条「町民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み」との規定に違反し、議員としての品位に欠け、久山町議会運営への信頼を大きく損なうものであります。

よって、佐伯議員に対し、個人の責任で発行された議会報告の該当箇所の訂正を求めます。

最後に、佐伯議員は、過去3度にわたり、私から議会報告における不適切な記載について訂正を求められたにもかかわらず、今なおその動きを全く見せていません。

過去に訂正を求められた議会報告についても、内容の訂正を再度求めます。

以上です。

(9番佐伯勝宣君「9番議事進行」と呼ぶ)

佐伯議員。

○9番(佐伯勝宣君) では、私、地方自治法第131条の条文に基づき発言を……。

○議長(只松秀喜君) 議事進行に全く関係ありません。

(9番佐伯勝宣君「関係ございます」と呼ぶ)

お座りください。お座りください。議事進行に全く関係ございません。

(9番佐伯勝宣君「法律の専門家に確認いたしました。そして、今私の名誉に関わることですよ」と呼ぶ)

お座りください。これ以上議事進行を妨げるのであれば……。

(9番佐伯勝宣君「議長への注意喚起でございます。地方自治法第131条、議場の秩序を乱し……」と呼ぶ)

お座りください。

(9番佐伯勝宣君「又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。前もって法律の専門家に打ち合わせしました」と呼ぶ)

ここで暫時休憩とします。

(9番佐伯勝宣君「ではまた続きをやりましょう。続きをやりましょう。続きをやりましょう」と呼ぶ)

続きはやりません。

(9番佐伯勝宣君「ちゃんと私はあの、法律の専門家に確認しました」と呼ぶ)

暫時休憩といたします。

40分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時35分

再開 午前9時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（9番佐伯勝宣君「はい議長、議事進行」と呼ぶ）

どういったことですか。

○9番（佐伯勝宣君） 今の議長の件でございます。

○議長（只松秀喜君） 議事進行に全く関係ございません。

（9番佐伯勝宣君「関係ございません」と呼ぶ）

お座りください。お座りください。

（9番佐伯勝宣君「いえ、議長は131条をこれ乱しております。秩序を乱しておりますよ」と呼ぶ）

これ以上議事進行を妨げるのであれば……。

（9番佐伯勝宣君「違います。私の名誉、逆に名誉棄損ですよ」と呼ぶ）

分かりました。

（9番佐伯勝宣君「名誉棄損になります」と呼ぶ）

佐伯議員。地方自治法129条第1項の規定により、発言を禁止いたします。

（9番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・」と呼ぶ）

暫時休憩とします。

再開は45分、45分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時40分

再開 午前9時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（9番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・」と呼ぶ）

どういったことですか。

（9番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・」と呼ぶ）

議事進行に全く関係ございません。お座りください。

（9番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・  
・」と呼ぶ）

お座りください。

(9番佐伯勝宣君「・・・・・・・・」と呼ぶ)

これ以上議事進行を妨げるのであれば、地方自治法を適用いたしますよ。

(9番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・」と呼ぶ)

分かりました。地方自治法第129条第1項の規定により、佐伯議員、この場からの退去を命じます。

(9番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

ここで暫時休憩といたします。

(9番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・」と呼ぶ)

再開は50分、再開は50分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時45分

再開 午前9時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(只松秀喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3月定例会開会に当たり、町長よりご挨拶<sup>あいさつ</sup>をお受けいたします。

西村町長。

○町長(西村 勝君) 改めまして皆さま、おはようございます。本日ここに、久山町議会3月定例会を招集しましたところ、議員全員の皆さまにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

1月1日、最大震度7の令和6年能登半島地震が発生し、ふた月がたちました。応急仮設住宅への入居や水道の復旧が進みつつありますが、いまだ余震は続いており、約1万2,000人の方々が、過酷な状況の中、避難所生活を続けておられます。今なお厳しい避難所生活を送っておられる皆さんにお見舞いを申し上げるとともに、一日でも早い被災地の復興を願っております。本町としましても、支援物資だけではなく職員による人材派遣も予定しており、被災地への可能な限りの支援を実施してまいります。

さて、日本国内では、新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、さまざまなイベントや経済活動も活発化し、コロナ禍前に戻りつつあります。しかし、不安定な世界情勢や円安による物価高騰は、私たちの暮らしに影響を及ぼしています。また、人口減少、少子化・高齢化の加速、ジェンダー平等や脱炭素の実現、毎年発生する大規模な自然災害への

対応など、人々の価値観は変化し、社会課題への対応は多様化、複雑化しています。

そのような中、2月12日の西日本新聞朝刊において、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した、2050年の生産年齢人口推計が詳しく掲載されました。全市区町村の4割は生産年齢人口が半減すると予測され、増加が見込める自治体は、千葉県や東京都に集中した19の自治体でした。久山町は、そのような中全国第16位、2020年に比べ1.5%増の見込みとなっています。増加する自治体の中で、鉄道駅がなく急激な人口流入を抑制してきた自治体はほかにはなく、人口の多さや経済規模の大きさだけが持続可能なまちづくりの要素とは言えない、それを証明しています。この町で暮らすこと、訪れることで得られる「満足感」「幸福感」を大切にしたいまちづくりを展開することで、さらなる「発展」と「持続性」を高めていくと捉えています。そのため、第4次総合計画にある将来像「だれもが生き生きと暮らせる「健康田園都市」の実現」を目指して、これまで以上に「小さな町の強み」を生かした政策展開に力を入れています。

令和5年度においては、物価高騰対策として、ごみ袋の配布や給食費の物価高騰分支援、高校生の通学定期補助、水稻農業物価高騰対策支援金などの補助を行いました。また、暮らしの環境整備としましては、学校橋の復旧工事や町内の通学路の安全と生活基盤の確保に努めました。教育環境としましては、2年目を迎えた「久山中学校図書館リニューアル事業」や、山田小学校校舎の大規模改修事業を終了しました。新規事業としましては、小中学校生徒にプログラミング教育を導入し、音楽や歴史の授業で活用が進められています。また、議会の動画配信をはじめ、各種住民サービス申請のオンライン化、キャッシュレス決済への対応も行っていました。歳入については、令和5年度はふるさと応援寄附金の返礼品の内容や広報に力を入れることで、前年度から約1億4,000万円の増を見込んでおり、各種基金に2億8,500万円程度の積み立てを行う予定です。

このように、エビデンスだけではなく、まちづくりに対する価値観への評価を踏まえ、これまで以上に「暮らしの豊かさ」「ウェルビーイングの高い町」を目指していくことで、他の自治体との差別化が競争力を生み出し、未来に向けた「原動力」となります。その実現に向けて、今後は「住む」「食べる」「学ぶ」「働く」「遊ぶ」というまちづくりの要素を軸に、本町の強みである自然の恵みを生かしながら、人や物の「つながり」を深め「好循環」を生み出していくことが重要だと捉えています。

令和6年度の当初予算では、引き続き物価高騰対策を図りながら、暮らしの豊かさを実感できる「つながり」を意識した予算編成を行いました。

予算編成の主な概要についてご説明します。令和6年度久山町一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を63億7,700万円とし、令和5年度より4億900万円、6.9%増となっています。

す。歳入は、固定資産税や町民税などの税収で若干の増額を見込んでおり、毎年増加しているふるさと応援寄附金も増額で計上しています。国県支出金等の活用に加え、町の基金も活用しながら、物価高騰対策および投資的事業を同時に行ってまいります。

次に、令和6年度の主な事業を分野ごとにご紹介します。

「健康福祉」では「子育てつながるプロジェクト事業」を引き続き実施し「シニアチャレンジ応援事業」を拡充します。映画やカラオケだけでなく、飲食店でもクーポンが利用できるようにします。新規事業としては、健康維持に大切な「笑い」を提供する「シニアスマイル講演会」も計画しています。子育て世代に向けた新規事業としては、絵本と読み聞かせを通じて保護者、小中学生、地域のつながりを深めることを目的に「ひさやまブックツリー事業～絵本大好き大作戦～」を福祉課、健康課、教育課の3課連携でスタートします。また、子ども家庭センターの設置も行い、町民の皆さまが相談しやすい体制づくりに努めてまいります。

「教育」では、3年目を迎える久山中学校図書館リニューアル事業のほか、山田小学校体育館の天井などの施設改修を実施するとともに、久山会館のほか、久山中学校体育館と町民体育センターの空調整備を実施します。

「産業」では、プレミアム付商品券発行事業や電子決済導入支援事業などを引き続き行います。また、今年度売却した「J-クレジット」について、林業従事者に還元するために林業経営体活動助成金を交付し、林業維持を支援します。

「暮らし」では、高橋～原線、古賀ノ脇線、山田～久原1号線の舗装改修や橋梁等の整備のほか、フォレストロードの整備を行います。また、大雨災害に備えた全町的な防災訓練を6月に予定しています。

「地域経営」では、自治体DXを加速させ住民の皆さまの利便性を図るために、システムの標準化や戸籍情報システムの整備を進めていきます。

最後に「物価高騰支援」としましては、引き続きごみ袋の全世帯配布と、学校給食費の補助につきましては、本年度の値上げ額に合わせた補助額を増額し、保護者の負担額が1食当たり270円で維持されるように支援します。農家への水稻農業物価高騰対策支援では、補助率を前年より5%引き上げ、30%で支援を行います。

以上が、令和6年度の主な予算編成の概要です。令和6年度も社会情勢や経済動向を注視し、状況に応じて物価対策支援等を柔軟に対応してまいります。

最後に、令和5年度は、官公庁や企業、団体、メディアなど、本町の「今」と「未来」に向けたまちづくりに注目をいただき、全国的に町の魅力の発信につながった年となりました。しかしながら、久山町においても、行政区、組合、消防団、子ども会等、コミュニ



ティ組織の維持、存続などが難しい問題となりつつあります。久山町の豊かさを次世代につないでいくために、新たな交流を生み出し、時代の変化に即した「つながり」の再編に、町民の皆さまをはじめ、議会の皆さまと共に挑戦してまいる所存です。引き続き、議会の皆さまのご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本会議に提案します案件は、令和5年度補正予算、令和6年度予算等、14議案でございます。

詳細につきましては、各担当課長が議案説明会においてご説明いたします。ご審議のほど重ねてお願い申し上げます。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（只松秀喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、4番本田光議員および5番末松裕議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（只松秀喜君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（只松秀喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果については、お手元に配布のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。北筑昇華苑組合議会、粕屋南部消防組合議会および糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告については、お手元に配布のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第2号 久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第2号久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第2号久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が施行されることに伴い、久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年久山町条例第22号）の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

主な改正内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、社会保障制度、税制および災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用を推進するため、同法別表第2が廃止され、当該別表を引用している部分について、所要の改正を行うものとなっております。

なお、詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第3号 久山町監査委員条例等の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第3号久山町監査委員条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第3号久山町監査委員条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が施行されることに伴い、久山町監査委員条例（平成30年久山町条例第17号）等の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、第243条

の2が第243条の2の7に、第243条の2の2が第243条の2の8にそれぞれ変更となったため、当該条項を引用する久山町監査委員条例、久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について、修正するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第4号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第4号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第4号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が施行されることに伴い、久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年久山町条例第2号）の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

主な改正内容は、平成29年の地方公務員法および地方自治法の改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設され、期末手当の支給が可能となった一方で、勤勉手当の支給は行われていませんでしたが、その後、国の非常勤職員においては、令和3年度までの間に対象となる職員に勤勉手当が支給されていること、また、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取り扱いとの均衡および適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第5号 久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び久山町水道事業給水条

例の一部を改正する条例について

- 議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第5号久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、久芳課長。

- 上下水道課長（久芳義則君） 議案第5号久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）が施行されることに伴い、久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年久山町条例第17号）および久山町水道事業給水条例（平成16年久山町条例第15号）の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

概要につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を、厚生労働大臣から国土交通大臣および環境大臣に移管されることによるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第6号 損害賠償請求訴訟の提起について

- 議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第6号損害賠償請求訴訟の提起についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

- 総務課長（久芳浩二君） 議案第6号損害賠償請求訴訟の提起についてをご説明いたします。

本案は、普通財産の土地賃貸借契約第9条第3号に該当し、同契約第11条第1項第3号の規定に基づき契約を解除した土地（久山町大字山田字鳥ノ巣339番地1外2筆）について、明け渡しされるまでの期間の賃料相当損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起することについて、議会の議決を求めるものでございます。

事件の内容ですが、久山町大字山田字鳥ノ巣339番1外2筆の土地について、平成30年3月30日付で株式会社神屋と賃貸借契約を締結していたところ、第三者に無断転貸していたことが判明したため、令和3年1月4日付で本件賃貸借契約の解除に至りました。同契約書第14条の規定に基づき、原状回復および明け渡しを要請したところ、令和5年8月23日に明け渡され、契約解除の日から明け渡し日までの賃料相当損害金について支払い請求を行うものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第7号 損害賠償請求及び妨害排除請求に関する民事調停の申立てについて

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第7号損害賠償請求及び妨害排除請求に関する民事調停の申立てについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 議案第7号損害賠償請求及び妨害排除請求に関する民事調停の申立てにつきましてご説明いたします。

本案は、令和4年に発生した台風14号に起因して、町有財産に生じた倒木被害の損害賠償金を請求するとともに、今後同様の事故が発生しないよう、立木の切除その他の妨害排除請求の調停を申し立てることについて、議会の議決を求めるものでございます。

事件の内容といたしましては、令和4年9月19日未明に通過した台風14号により、隣接する井上圭一氏所有地内の松の木が折れて久山町立久山中学校内の敷地に飛来し、同じ敷地内の高圧ケーブル電線および久山会館の屋上に落下し、電柱が倒壊する事故が起きました。これにより、町に174万1,381円の損害が生じております。また、事故後も相手方所有の土地に生育する樹木の枝が町有地に越境しており、今後も同様の事故あるいは人の生命身体に関わる重大事故が発生する危険がございます。そこで、損害賠償と妨害排除の調停を行うものです。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第8号 令和5年度久山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第8号令和5年度久山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 議案第8号令和5年度久山町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町一般会計補正予算（第7号）で、既定の歳入歳出予算の総額63億5,262万5,000円に、歳入歳出それぞれ5,775万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,037万7,000円とするものでございます。

歳出につきましては、不用額が見込まれるものは可能な限り減額補正としております。増額となる主なものは、2款総務費のふるさと応援寄附事業費3,485万7,000円の増額で、これは歳入の増額に対応する返礼品代等の増額になります。また、2款総務費および13款諸支出金の4基金の基金積立が増額になります。4基金は財政調整基金基金積立金2億円、教育振興基金基金積立金2,000万円、福岡市東部（伏谷）埋立場関連整備基金基金積立金564万9,000円、公共施設等整備保全基金基金積立金6,000万円それぞれ増額です。

歳入につきましては、事業費の減額に伴い国県支出金等の減額がある一方、増額となる主なものは、1款町税490万2,000円、11款地方交付税3,894万2,000円、18款寄附金9,099万円、20款繰越金1億4,701万6,000円でございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第9号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第9号令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第9号令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額11億162万9,000円から、歳入歳出それぞれ2億183万円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,979万9,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、歳入補正といたしましては、国民健康保険税662万7,000円の減額、県支出金1億9,259万9,000円の減額、繰入金337万2,000円の減額でございます。

歳出補正といたしましては、総務費10万円の減額、保険給付費2億23万円の減額、保健事業費150万円の減額でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第10号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第10号令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第10号令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額1億7,640万9,000円に、歳入歳出それぞれ387万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,028万7,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、歳入補正としましては、後期高齢者医療保険料431万5,000円の増額、繰入金43万7,000円の減額でございます。

歳出補正としましては、総務費6万6,000円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金394万4,000円の増額でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第11号 令和6年度久山町一般会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第11号令和6年度久山町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 議案第11号令和6年度久山町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町一般会計予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,700万円と定めるものです。令和5年度当初予算額と比較して4億900万円、6.9%の増額となっています。

令和5年度と比べ4億900万円の増額となりましたのは、災害時の避難場所でもある体育施設およびヘルスC&Cセンターの空調設備整備事業、山田小学校体育館内部改修事業をはじめとする教育施設改修事業、山田～久原1号線、古賀ノ脇線などの道路改修事業の増額や、定額減税調整給付事業、物価高騰対応重点支援給付金給付事業など、国の政策で実施する事業などによるものです。

まず、令和6年度の新規事業についてご説明いたします。先ほど述べました体育施設空調設備整備事業は、令和6年度は久山会館2階、久山中学校体育館、町民体育センターを整備する予定です。シニアの方が笑って楽しめるシニアスマイル講演会の実施、絵本を通して親子の触れ合いや絵本の楽しさを伝えるひさやまブックツリー事業。ひさやまブックツリー事業は、福祉課、健康課、教育課がそれぞれの所管事業の中で読み聞かせなどを実施します。Jークレジットを林業振興に還元するための林業経営体活動助成事業、イコバスのバス停から一定区間離れた地域にお住まいの高齢者の方へタクシー利用料の一部を助成する、イコバス不便地域タクシー利用助成事業などが主な新規事業です。

次に、拡充した事業についてご説明いたします。シニアチャレンジ応援事業のシニアチャレンジ応援クーポンを飲食店でも使用できるようにし、配布枚数を増やします。子ども医療費支給事業は、12月議会において条例改正を行いましたように、支給対象を拡大します。今年度実施しました学校給食費助成ですが、令和6年度にさらに1食当たり20円値上げされることとなったため、補助額を1食当たり40円から60円に増額して助成いたします。令和4年度から実施しております水稻農業物価高騰対策支援金も、補助率を25%から30%に上げて支援いたします。3年目となる子育てつながるプロジェクト事業は、今年度はリニューアル実施設計も行います。

以上が拡充した主な事業です。

次に、令和6年度当初予算の主な事業と事業費についてご説明いたします。2款総務費のふるさと応援寄附事業費2億4,895万4,000円、定額減税調整給付事業費5,405万1,000円、3款民生費の障害者自立支援給付費2億9,858万4,000円、児童福祉施設運営費

3億541万4,000円、4款衛生費の空調設備改修事業費を含むヘルスC&Cセンター管理運営事業費1億4,019万2,000円、8款土木費の山田～久原1号線舗装改修工事を含む個別管理計画道路維持事業費1億5,300万円、前田1号橋および大藪橋改修工事を含む道路メンテナンス補助橋梁維持事業費3,700万円、総合運動公園整備事業を含む公園管理費1億160万6,000円、10款教育費の久山中学校図書館リニューアル事業、山田小学校体育館内部改修事業など教育施設改修事業を含む教育振興一般経費1億8,218万9,000円、体育施設空調設備整備事業費1億683万2,000円を含む保健体育総務費1億2,012万7,000円などがございます。また引き続き、物価高騰対策支援も実施してまいります。

次に財源となります歳入ですが、主なものは、1款町税22億3,536万8,000円、11款地方交付税6億8,500万円、15款国庫支出金および16款県支出金合わせて10億3,484万8,000円、18款寄附金5億6,130万円、19款繰入金6億5,100万1,000円、22款町債4億120万円などがございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第12号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第12号令和6年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第12号令和6年度久山町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町国民健康保険特別会計予算をお願いするもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億8,998万2,000円で、前年度当初予算額と比べまして9,358万6,000円の減額となり、率としましては約8.64%の減額予算でございます。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税1億6,025万3,000円、県支出金7億2,514万2,000円、繰入金1億457万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものとしましては、総務費2,608万8,000円、保険給付費7億1,531万7,000円、国民健康保険事業費納付金2億3,506万6,000円、保健事業費1,100万8,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していた

だきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第13号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第15、議案第13号令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第13号令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計予算をご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計予算をお願いするもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,672万6,000円で、前年度当初予算額と比べまして2,604万2,000円の増額となり、率といたしましては約15.26%の増額予算でございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料1億4,695万3,000円、繰入金4,956万8,000円を計上いたしております。

歳出の主なものとしましては、総務費928万4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,674万2,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第14号 令和6年度久山町水道事業会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議案第14号令和6年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、久芳課長。

○上下水道課長（久芳義則君） 議案第14号令和6年度久山町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町水道事業会計予算をお願いするものでございます。

令和6年度の水道事業は、給水件数3,609件、年間総給水量114万4,000m<sup>3</sup>、1日平均給水量3,134m<sup>3</sup>を業務の予定量としております。

収益的収入および支出につきましては、水道事業収益2億6,289万5,000円、水道事業費

用2億4,152万円を予定しております。

また、資本的収入および支出につきましては、資本的収入として1億5,799万2,000円、資本的支出として2億7,797万5,000円を予定しており、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億1,998万3,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,487万6,000円、当年度分損益勘定留保資金9,700万8,000円および建設改良積立金809万9,000円で補填<sup>ほてん</sup>することとしております。企業債につきましては、水道事業債1億円を限度額としております。

一時借入金の限度額は1億円。議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費4,526万8,000円。棚卸資産の購入限度額として1,000万円を定めております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第15号 令和6年度久山町公共下水道事業会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第17、議案第15号令和6年度久山町公共下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、久芳課長。

○上下水道課長（久芳義則君） 議案第15号令和6年度久山町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町公共下水道事業会計をお願いするものでございます。

令和6年度の公共下水道事業は、排水戸数3,689戸、年間総排水量90万6,373^m、1日平均排水量2,483^m、主な建設改良費、管渠等築造工事2億6,700万円を業務の予定量としております。

収益的収入および支出につきましては、下水道事業収益5億4,556万2,000円、下水道事業費用4億7,738万9,000円を予定しております。

また、資本的収入および支出につきましては、下水道事業資本的収入2億9,989万6,000円、下水道事業資本的支出5億433万8,000円を予定しております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億444万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,587万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億7,856万8,000円で補填^{ほてん}することとしております。

企業債につきましては、流域下水道事業債1,590万円、流域関連公共下水道事業債1億4,810万円、合計1億6,400万円を限度額としております。

一時借入金の限度額は4億円。議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費3,666万3,000円。一般会計からの補助金は2億6,000万円、棚卸資産の購入限度額として100万円を定めております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長（只松秀喜君） 日程第18、陳情第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

お手元に配布しました陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時34分